

販売・勧誘行為に関する措置の概要

	証券取引法 (証券会社)	金融先物取引法	投資顧問業法 (投資顧問業者)	銀行法	保険業法	商品ファンド法 (商品投資販売業者)	不動産特定共同事業法	信託業法 (信託受益権販売業者)	抵当証券業法
顧客に対する説明・開示義務				12条の2:預金者等に対する情報の提供等	100条の2:顧客への説明を確保するための措置等				
締結前	38条:証券会社の取引態様の事前明示義務 40条:契約締結前の取引概要書の交付(有価証券先物取引等)	70条:金融先物取引等の受託契約の概要等を記載した書面の交付	14条:契約締結前の書面の交付		294条:保険募集に係る募集人の権限の明示 296条:保険仲立人の氏名等の明示 297条:保険仲立人による手数料等の開示	16条:商品投資契約等の成立前の書面の交付	24条:不動産特定共同事業契約の成立前の書面の交付	94条:信託契約の内容説明義務	15条:抵当証券販売契約の成立前の書面の交付
締結時	41条:取引成立後の取引報告書の作成、交付	71条:成立した金融先物取引等に係る書面の交付 72条:証拠金等の受領に係る書面の交付	15条:契約締結時の書面の交付		298条:保険仲立人による契約書交付-商法546条	17条:商品投資契約等の成立時の書面の交付	25条:不動産特定共同事業契約の成立時の書面の交付	95条:信託契約の成立時の書面の交付	16条:抵当証券販売契約の成立時の書面の交付
締結後	府令60条:取引残高報告書		16条:契約を締結している顧客に対する書面の交付 32条:顧客の資産状況に関する説明書類の交付 ※認可投資顧問業者のみ		規則53条①(6):資産運用状況の1年毎の書面交付措置	18条:商品投資契約に係る財産の運用状況の調査結果について説明した報告書の交付	28条:財務管理報告書の交付等	27条:信託財産状況報告書の交付	
適合性の原則	43条(1):適合性原則	77条:適合性原則			規則53条の7:適合性を踏まえた説明等についての社内規則整備				
勧誘規制(禁止行為等)	42条①(1)~(4):断定的判断の提供 府令4条(1):虚偽の説明等 42条の2:損失補てん 府令4条(2):特別な利益の提供 158条:風説の流布、偽計暴行、脅迫等による募集等 府令10条(8):投資信託等の乗換勧誘に際しての重要事実の不説明の状況 44条(1)(2):兼業業務で知った証券取引に関する情報の利用 42条①(7):大量推奨販売	76条(1):断定的判断の提供 76条(2):損失補てん等 規則25条(2):特別な利益の提供 76条(6):無断取引の追認を求める行為 規則25条(1):特別な情報を利用した勧誘 76条(4)(5):不招請勧誘の禁止	22条①(2):損失補てん 22条①(3):特別な利益の提供 22条①(1):契約締結又は解除に関し、偽計・暴行、脅迫する行為 17条:クーリングオフ 20条:金銭の貸付又はその媒介等の禁止		300条1項(7):断定的判断の提供 300条1項(1):虚偽の説明等 300条1項(5):特別な利益の提供 規則234条(2):威迫し、又は業務上の地位等を不当に利用した保険契約 300条1項(4):不利益となる事実を告げずに行う乗換募集 309条:クーリングオフ 300条1項(8):保険会社の特定関係者による特別な利益の提供	23条:虚偽の説明等 24条(2):損失補てん等 命令7条(2):特別な利益の提供 命令7条(1):人を威迫して困惑させ契約を締結すること 命令7条(2):十分な損失範囲の知識を有しない顧客に対する勧誘 命令7条(6):迷惑勧誘 19条:クーリングオフ 22条:金銭等の貸付又はその媒介等の禁止 24条:不当な勧誘等	21条:断定的判断の提供 20条:虚偽の説明等 規則19条(5)(6):損失補てん等 規則19条(1):特別な利益の提供 規則19条(4):十分な損失範囲の知識を有しない顧客に対する勧誘 規則19条(2)(3):迷惑勧誘 26条:クーリングオフ 22条:金銭等の貸付又はその媒介等の禁止	96条:24条を準用 ・断定的判断の提供 ・虚偽の説明等 ・損失補てん ・特別な利益の提供	19条:契約締結又は解除に関し、偽計・暴行、脅迫する行為 規則15条の2:重要事項の不説明 規則15条の2(3):クーリングオフ不能な契約締結の禁止
広告規制		69条:利益の見込み等について、著しく事実と相違する表示等の禁止 68条:商号等及びレバレッジ、リスク情報の表示義務	13条:投資実績について著しく事実と相違する表示等の禁止 13条(1):証券取引行為の禁止、金銭等の預託受入の禁止の表示義務			15条:利益の見込み等について、著しく事実と相違する表示等の禁止	18条:利益の見込み等について、著しく事実と相違する表示等の禁止		14条:債権の元本及び利息の支払の確実性等について著しく事実と相違する表示等の禁止